

富士河口湖町特定事業主行動計画の実施状況及び  
女性の職業選択に資する情報の公表について  
(令和 7 年 6 月)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項及び第 21 条の規定に基づき、富士河口湖町における特定事業主行動計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報について、次のとおり公表します。

1 採用した職員に占める女性職員の割合 <数値目標：40%以上>

|                  | 男 | 女 | 計  | 女性割合  |
|------------------|---|---|----|-------|
| 令和 6 年 4 月 1 日採用 | 5 | 6 | 11 | 54.5% |
| 令和 7 年 4 月 1 日採用 | 3 | 8 | 11 | 72.7% |

女性採用比率は直近 5 年の平均が 54.0%となっており、数値目標を上回っています。今後も人物本位の選考により、意欲と能力のある有為な女性の採用に努めます。

2 採用試験受験者の女性割合

|                               | 男  | 女  | 計  | 女性割合  |
|-------------------------------|----|----|----|-------|
| 令和 5 年度<br>(令和 6 年 4 月 1 日採用) | 18 | 19 | 37 | 51.4% |
| 令和 6 年度<br>(令和 7 年 4 月 1 日採用) | 17 | 24 | 41 | 58.5% |

3 役職段階の女性割合

<数値目標：一般行政職の女性管理職（課長）比率 10%以上>

| 区 分     | 課長    |   | 課長補佐  |   | 係長    |   |
|---------|-------|---|-------|---|-------|---|
|         | 男     | 女 | 男     | 女 | 男     | 女 |
| 令和 6 年度 | 17    | 2 | 5     | 5 | 23    | 9 |
| 女性割合    | 10.5% |   | 50.0% |   | 28.1% |   |
| 令和 7 年度 | 17    | 2 | 7     | 7 | 23    | 9 |
| 女性割合    | 10.5% |   | 50.0% |   | 28.1% |   |

一般行政職の女性管理職比率は平均が 10.5%となっており、数値目標を上回っています。今後も適材適所の人事配置に努めるとともに、女性職員の職域の拡大と幅広い職務を経験できるように配慮し、女性リーダーのキャリアアップを支援していきます。

#### 4 男性職員の育児関係休暇の取得状況

配偶者出産休暇 <数値目標：60%>

| 年度    | 取得対象者 | 取得者 | 取得率   |
|-------|-------|-----|-------|
| 令和5年度 | 7     | 6   | 85.7% |
| 令和6年度 | 4     | 3   | 75.0% |

男性職員の育児参加休暇 <数値目標：10%>

| 年度    | 取得対象者 | 取得者 | 取得率   |
|-------|-------|-----|-------|
| 令和5年度 | 7     | 6   | 85.7% |
| 令和6年度 | 4     | 2   | 50.0% |

男性職員の育児関係休暇については、取得対象者及び所属長へ休暇制度の周知を図る等、休暇を取得しやすい環境の整備に努めております。今後も更なる取得率の増加に向け、より一層取得の推進を図っていきます。

#### 5 育児休業の取得率 <数値目標：男性 10% 女性 100%>

|       | 男性    | 女性     |
|-------|-------|--------|
| 令和5年度 | 71.4% | 100.0% |
| 令和6年度 | 25.0% | 100.0% |

男性職員の育児休業については、配偶者出産休暇及び男性職員の育児参加休暇とともに、育児休業制度についても積極的な情報提供等を行い、取得率の増加を図っていきます。